

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

福岡市中央区薬院四丁目二番一、二号

九州産業有限会社
清算人 八尋 光良

解散公告

当社は解散致しましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

福岡市中央区舞鶴二丁目七番一―三一二号
株式会社連迅
代表清算人 叶 偉民

解散公告

当法人は、令和八年六月十六日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷一―二二―一番地三三 一般社団法人イノベーション長崎
代表清算人 大平 敬己

解散公告

当組合は、令和八年五月三十一日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

宮崎県宮崎市大字金崎二四四三番地
倉岡木脇漁業協同組合
代表清算人 児玉 利文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

鹿児島市岡之原町四四〇番二
有限会社鹿児島セミナー
清算人 有馬 純和

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

沖縄県国頭郡今帰仁村字兼次八―三番地二三
株式会社やんばるグロリアアップサポート
代表清算人 小柳 弘恵

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年六月十六日港区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

東京都港区六本木六丁目一―番一八号HOUビル四階(株式会社HOU一級建築士事務所内)
高輪一丁目共同建替計画マンション再生組合
代表清算人 鈴見 健夫

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年一月七日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により令和八年六月十七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番三号
ザ・千里レジデンス二〇二
医療法人藤田整形外科
清算人 藤田 秀隆

解散公告(第一回)

当法人は、社員の欠亡により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

沖縄県名護市宮里一丁目二八番八号
医療法人皓歯会
清算人 長田 明

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年四月十日、新潟県地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

新潟県長岡市殿町一丁目五番地二
宗教法人長延寺
新潟県長岡市弓町二丁目四番二九号 駅東ビル二階 佐藤尚志法律事務所
清算人 弁護士 佐藤 尚志

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年六月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

福岡県福岡市中央区天神五丁目三番一―号
新長浜団地マンション敷地売却組合
清算人 福岡県住宅供給公社
理事長 永山 慎治

解散公告(第三回)

当宗教法人は、令和八年五月一日福岡地方裁判所小倉支部の解散命令の確定により解散したので、当宗教法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月六日

(登記事項証明書上の主たる住所)
北九州市門司区下二十町八番一九号
連絡先 北九州市八幡西区黒崎三丁目二番二号 菅原第二ビルディング四階A号室
清算人 弁護士 林 英敏
弁護士法人ラグーン黒崎支店

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市五稜郭町三五番地、最後の住所北海道函館市若松町三九番一九号
被相続人 亡 北村 宏文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

事務所北海道北斗市七重浜八丁目三番四号
ア―ト21ビル二階
相続財産清算人 弁護士 石郷岡 聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市梅ヶ枝町二六番七号、最後の住所北海道小樽市梅ヶ枝町一二番七号
被相続人 亡 道上 満恵
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

北海道小樽市富岡一丁目二四番七号
相続財産清算人 菰田 尚正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市末広町一五番地、最後の住所北海道函館市港町三丁目一〇番一―一〇五号
被相続人 亡 徳山 武
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

北海道函館市時任町二番八号
相続財産清算人 弁護士 車 福順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区西茨戸四条二丁目三番地八六、最後の住所札幌市北区屯田三条五丁目一〇番一六号エルハムビルA号
被相続人 亡 吉田 政信
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

札幌市中央区南一条西二十四丁目一番三〇号円山OCTビル二階札幌ひかり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 出崎 竜也